

輸送の安全にかかわる情報の公表

令和 2年 3月

日本交通株式会社（三田市）

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Act の手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間：前年度（H29.11.21～H30.11.20）

今年度（H30.11.21～R 1.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目標

当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審査基準に定める『悪質事故』について年間375万km当たり2件以内（各所属毎）とすることにした。

・達成状況

発生件数0件であり、目標達成した。

（2）来年度の目標

日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一事件内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

②バックカメラ導入の検討を行う。

*バス部門

期間：前年度（H29.11.21～H30.11.20）

今年度（H30.11.21～R 1.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目標

当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定めるイ、追突事故がないこと。ロ、人身事故がないこと。ハ、不注意自損事故が年間走行100万km当たり3件以下（各所属毎）とすることにした。

・達成状況

追突事故、人身事故、不注意自損事故とも発生件数0件で、目標達成した。

(2) 来年度の目標

日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件の事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(期間：平成30年1月1日から令和元年12月31日まで)

*タクシー部門 0件

*バス部門 0件

4. 安全管理規定

別途、ホームページにアップしています。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

バス部門とも投資計画は年間計画ではなく事案発生時に個別に対応している。

*バス部門：車庫内の事故多発箇所にドライブレコーダーを設置の検討。

ドライブレコーダーの装着、適正化事業実施機関による巡回指導他

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

*情報の連絡体制

事故審議会において伝達する。

*緊急連絡組織図

別添資料

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

*バス部門

・ 事故審議会（年2回）、安全衛生委員会（毎月）、班長会議（年4回）

冬季タイヤチェーン講習（年1回）

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

内部監査は令和2年年3月26日に実施。監査執行者は事故審議会の委員の中から選任して行われた。この監査により、経営トップからの安全に関する指示については、メールの配信等により各事業所に浸透され、更に労使双方が参加のもとで定期的に行われている事故審議会、安全衛生委員会において事故防止の意見交換が徹底されていることも確認された。

又、事故原因のデータ集積による精査を行い、それを安全マネジメントへ反映させるとともに、日本交通グループで安全マネジメントの検証に引き続き取り組むことにした。

9. 法22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

*バス部門

三田営業所所長

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

*行政処分の公表（乗用・貸切）

なし

以上

別添資料

日本交通株式会社
緊急連絡組織図

